

除雪の疑問

1 除雪車の出動基準は？

除雪車は、10cm以上の降雪を目安に出動するほか、強風で吹きだまりがひどい場合やわだちがひどい時等、パトロールによって除雪が必要と判断した場合に出動します。

3 除雪車が作業する時間は？

除雪車が出動する場合、5時から作業を開始し、8時頃までに終了させることを目標に作業しています。積雪状況によっては作業が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

2 どこから除雪するの？

通学路や幹線道路を最優先に、道路延長113.9kmの車道と15.0kmの歩道の一部を除雪します。

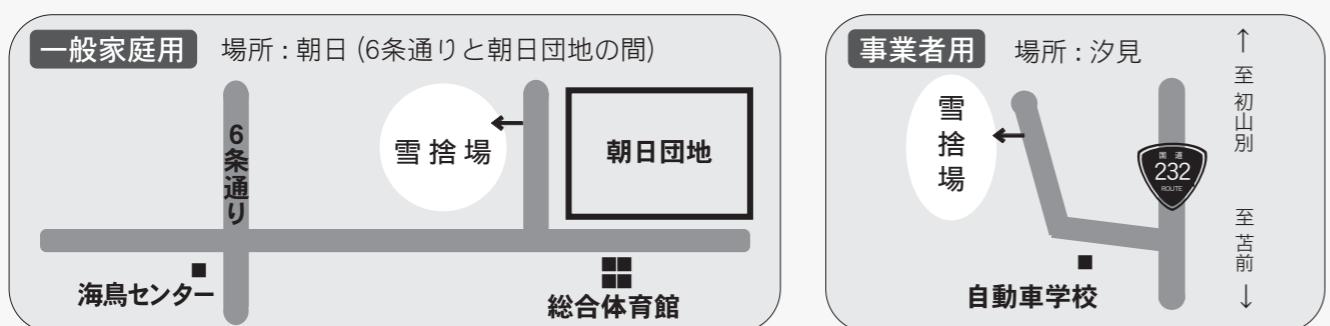
4 どうして玄関前等に雪を置いていくの？

除雪は左右への「かき分け除雪」のためどうしても玄関前等に残ってしまいます。排雪時のようにロータリー車とダンプが並行して作業を行えば雪は残らなくなりますが、その分除雪にかかる時間と経費がかさみます。

雪捨て場の利用

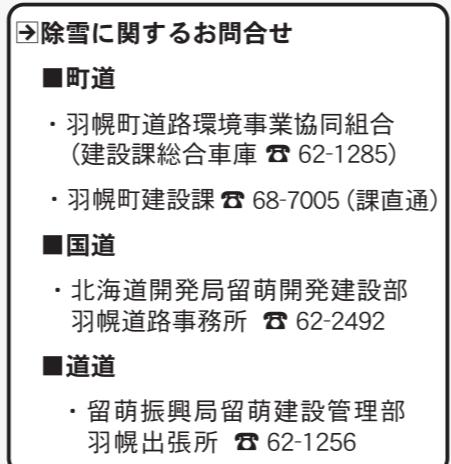
次の位置図のとおり雪捨て場を指定します。一般家庭用は朝日地区、事業者用は汐見地区です。

雪を搬入する際は、なるべく奥まで入って捨てるようにしてください。手前に捨てると、後から来る方の作業に支障をきたしてしまいます。みんなで使う雪捨て場ですので、ルールを守りましょう。



※ 留意事項

- 事業者用の雪捨て場は、汐見以外にも設定しています。利用する場合は、町の許可が必要となります。詳しくは建設課管理係（☎68-7005）へお問い合わせください。
- 一般家庭用の雪捨て場（朝日）を事業者（個人から請け負った除雪を含む）が利用しているケースが見受けられます。事業者の方は、必ず朝日以外の指定場所に捨ててください。



町道の除雪にご協力を！

除雪作業をスムーズに行うためには、みなさんのご理解とご協力が必要です。一人ひとりがルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

1 路上駐車はやめましょう

除雪作業にもっとも支障をきたすのが「路上駐車」です。向かいの家の前に多く雪が寄せられ、ご近所のみなさんに迷惑がかかります。



2 敷地内の雪は道路に出さないでください

「道路への雪出し」は通行の妨げや事故の原因になります。

※ 道路への雪出しは道路交通法等で禁止されています



3 出入口の除雪は各ご家庭でお願いします

除雪は、限られた時間で通行路を確保するため「かき分け除雪」によりどうしても玄関前等の出入口に雪が残ってしまいます。ご理解とご協力をお願いします。



4 除雪車には近づかないでください

作業中の除雪車は、前進・後退を繰り返し作業をします。除雪車へ近づくのは大変危険です。特に子供がいるご家庭は注意願います。



5 危険個所には目印をお願いします

危険個所が雪で隠れてしまいます。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、長尺物に目印を付ける等の方法でお知らせください。

